

店頭商品 CFD 取引説明書

「コンサルティングコース」

平成 24 年 1 月

あい証券株式会社

店頭商品 CFD 取引「コンサルティングコース」(以下「本取引」といいます。)は、取引所を介さず、弊社が直接お客様の相手方となる相対取引であり、お客様に提示する取引レートは、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格等を基準に、その変動状況等を考慮して弊社が定めています。従って、取引所で取引されている価格と必ずしも一致するものではありません。お客様には本取引を開始されるに当り、本説明書及び「CFD 取引約款」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

店頭商品 CFD 取引は、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格の変動等により損失が生ずることがあります。店頭商品 CFD 取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

目次

店頭商品 CFD 取引のリスク等重要事項について	P2
店頭商品 CFD 取引の仕組みについて	P5
1. 証拠金	P5
2. 取引の方法	P7
3. 益金に係る税金	P9
店頭商品 CFD 取引の手続きについて	P10
弊社の概要について	P11
店頭商品 CFD 取引行為に関する禁止行為.....	P12
店頭商品 CFD 取引に関する主要用語	P13

本説明書は、商品先物取引業者が商品先物取引法第 217 条の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項第 5 号に規定する店頭商品デリバティブ取引である、店頭商品 CFD 取引「コンサルティングコース」について説明します。

店頭商品 CFD 取引のリスク等重要事項について

【価格変動リスク】

本取引は、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格の価格変動リスクを伴う商品です。従って、各取扱商品である商品先物及びスポット商品の価格の変動等により損失が生ずることがあります。相場がお客様の予想通りに変動した場合は利益が得られる反面、お客様の予想と反して不利な方向に変動した場合は、お客様が損失を被る可能性があります。

【為替変動リスク】

本取引では、海外の取引所に上場している各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格を指標として取引を行っております。そのため、本取引の計算上の差金は外貨で計算された後、弊社の定める為替レートで円貨額に交換する関係上、その際の為替相場の状況によっては、予想された円貨額とならない場合があります。

【流動性リスク】

各取扱商品の急激な流動性の低下により、本取引の流動性も低下することがあり、新規注文及び決済注文等を執行することができない可能性があります。天災地変、戦争、テロ、政治又は金融情勢等の変化や、外国政府や取引所の規制等で取引停止措置があり、本取引に係るサービスの一部若しくは全てを履行できないことがあります。又、流動性の低下に伴い、弊社が提示するビッド価格(お客様の売りレート)とアスク価格(お客様の買いレート)の価格差(スプレッド)幅が広くなり、意図した取引ができない可能性があります。

【信用リスク】

弊社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

- シティ・クレジット・インベストメント・バンク・リミテッド

(英文名: City Credit Investment Bank Limited)

(金融市場マーケット・ブローキング業務他、

監督当局: Labuan Offshore Financial Service Authority (LOFSA))

また、お客様から預託を受けた証拠金は、商品先物取引法第 210 条 2 号及び商品先物取引法施行細則第 98 条の 2 から第 98 条の 3 の規定に従い、弊社の自己の資金とは分離して以下の金融機関で信託、若しくは信託されるまで一時的に「金融派生商品証拠金口」と名称を付した国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金しています。

三井住友銀行における金銭信託

三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、りそな銀行、楽天銀行若しくはゆうちょ銀行への預金

上記カバー取引先及び証拠金預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の全部又は一部が返還されない可能性がある等、お客様が損失を被る可能性があります。

【システム・通信リスク】

本取引において、取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなど本取引に係るサービスの一部若しくは全てを履行できない可能性があります。

【レバレッジ効果によるリスク】

本取引は、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が預託された証拠金の額を上回ることがあります。

【限月リスクについて】

本取引中、スポット商品価格を参考にして行う取引(以下「スポット商品CFD取引」という。)以外の取引には最終取引日(限月)があります。(以下「限月商品CFD取引」という。)最終取引日は、各取扱商品である商品先物の最終取引日等を参照し弊社が予め定めるものとします。又、最終取引日の終了時まで未決済建玉を保有された場合には、お客様の未決済建玉は弊社の定める清算価格にて自動的に反対売買により決済されます。又、反対売買による決済において損失が生じる可能性があります。また、最終取引日には新規建玉取引は行えません。

【自動決済(ロスカットルール)について】

お客様のお取引口座を常時監視し有効証拠金額が必要証拠金合計額の50%を下回った場合、お客様からの指示によらず自動的に有効証拠金額が必要証拠金合計額の50%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済します。この時、相場状況等によっては執行される価格が計算上の自動決済の水準から大きく乖離することがあり、注文が執行されてもお客様の証拠金額の確保が保証されるものではありません。又、預託された証拠金以上の損失が生じる可能性があります。なお、この自動決済の際も手数料が発生します。

【証拠金・手数料の変更】

本取引の証拠金は、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格を基準に、その変動状況等を考慮して弊社が定めているレートの前営業日のレートにて弊社において算出される変動証拠金制です。

(* なお、限月商品CFD取引において、最終取引日(限月)終了後の翌営業日の証拠金は、最終取引日の終値レートにて弊社において算出されます。)

本取引に対する手数料は、1ロットあたり片道6,000円となります。

但し、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格の状況、レバレッジ変動等により、弊社が本取引のリスク管理に必要と判断した場合、手数料の変更あるいは証拠金額の引き上げ等の措置を講じる可能性があります。それにより自動決済の水準が変動し、自動決済までの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

【損失限定注文(逆指値注文)について】

損失を限定することを目的とした逆指値注文であっても、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格が一方向に急激に変動した場合には、指定した価格から大きく乖離して約定される場合があり、必ずしも損失を発注時に想定した額に留められるとは限りません。

【金利(日歩)変動リスク】

スポット商品CFD取引に関して、お客様が建玉を当日営業日内に決済されない場合、翌営業日開始時にお持ちの未決済建玉の決済日は自動的に1営業日延長され、その延長の期限はありません。延長される際に、売建玉をお持ちのお客様は1日ごとの計算で、延長される決済日の日数分の受取り金利(日歩)が発生し、逆に買建玉をお持ちのお客様には支払い金利(日歩)が発生します。ただし、金利(日歩)は、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化等に応じて、売建玉にもかかわらず金利(日歩)が受け取れない場合、あるいは支払いが発生する場合があります。なお、限月商品CFD取引には、金利(日歩)は発生致しません。

【関連法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等について】

本取引に係る関係法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等により、弊社が提供する店頭商品CFD取引に関連するサービスの一部若しくは全てを変更、停止及び中止せざるをえない可能性があります。この場合、現状より不利な条件でのお取引となる可能性があります。

【契約解除について】

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

現時点においてのリスク等重要事項について、記載致しましたが、これらがすべてであることを保証するものではありません。

店頭商品 CFD 取引の仕組みについて

弊社による店頭商品 CFD 取引は商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守しています。

1. 証拠金

弊社では、お客様より預託を受けた証拠金について、商品先物取引法第 210 条 2 号及び商品先物取引法施行細則第 98 条の 2 から第 98 条の 3 に基づいた分離保管を徹底しています。分離保管とは、お客様より預託された証拠金と弊社の財産を別口座で明確に分離し、両者が混同することがないように管理することをいいます。

(1) 証拠金の差入れ

お取引を開始するためには、お客様が新規の売買注文を発注する営業日における必要となる証拠金(以下「必要証拠金」といいます。)を、お取引口座にご入金いただくか、又はお取引口座の使用可能証拠金が、お客様がお取引をする営業日における必要証拠金以上であることが必要となります。

(2) 取扱商品及び必要証拠金

弊社、取扱商品・最小取引単位及び必要証拠金の概要は次の通りです。但し、取扱商品については、弊社が追加又は変更する場合があります。

取扱商品

(平成 23 年 9 月 1 日現在)

取扱商品	参照原市場	取引の種類	限月
スポット金	現物市場	スポット商品 CFD 取引	なし
スポット銀	現物市場	スポット商品 CFD 取引	なし
原油	NYMEX	限月商品 CFD 取引	毎月
小麦	CBOT	限月商品 CFD 取引	3、5、7、9、12 月
大豆	CBOT	限月商品 CFD 取引	1、3、5、7、9、12 月
コーン	CBOT	限月商品 CFD 取引	3、5、7、9、12 月
銅	COMEX	限月商品 CFD 取引	3、5、7、9、12 月

最小取引単位及び必要証拠金

(平成 23 年 9 月 1 日現在)

取扱商品	最小取引単位(1 ロット)	必要証拠金	呼値の単位	呼値の価値
スポット金	50 トロイオンス (toz)	前営業日の終値にて算出	1 トロイオンス (toz)	0.1 ドル(\$)
スポット銀	2,500 トロイオンス (toz)	前営業日の終値にて算出	1 トロイオンス (toz)	0.01 ドル(\$)
原油	500 バレル (bbl)	前営業日の終値にて算出	1 バレル (bbl)	0.01 ドル(\$)
小麦	2,500 ブッシェル (bu)	前営業日の終値にて算出	1 ブッシェル (bu)	0.25 セント(¢)
大豆	2,500 ブッシェル (bu)	前営業日の終値にて算出	1 ブッシェル (bu)	0.25 セント(¢)
コーン	2,500 ブッシェル (bu)	前営業日の終値にて算出	1 ブッシェル (bu)	0.25 セント(¢)
銅	12,500 ポンド (lb)	前営業日の終値にて算出	1 ポンド (lb)	0.05 セント(¢)

変動必要証拠金の条件及び適用日

各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格等を基準に弊社で定めた前営業日の終値による想定元本に 5% を乗じて算出した必要証拠金を毎営業日適用いたします。但し、弊社が必要と判断した場合には、上記によらず必要証拠金額を変更する場合があります。また、変更適用日はその都度定めます。

* (必要証拠金算出例) スポット金 = 1,400\$/トロイオンス、1\$ = ¥85、1 ロット取引の場合
 $(1,400\$/トロイオンス \times 50 \text{トロイオンス} \times ¥85) \times 5\% = ¥297,500$ (必要証拠金額)

(3) ロスカットの取扱い

弊社はお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が必要証拠金合計額に対して 50% を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の 50% を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。(自動決済(ロスカットルールA))。市場環境や各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格等の急激な変動等により、結果として必要証拠金合計額の 50% がお取引口座に残らないことがあります。特に週末をまたぐ取引には、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格から大きく乖離した価格変動が生じる可能性があり、この場合、預託された取引証拠金以上の損失が生じるリスクがあります。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。

弊社は、お客様のお取引口座を各営業日の取引時間終了時点でモニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が法定の計算後の想定元本額に対して 5% を下回っていた場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が法定

の計算後の想定元本額に 5%を乗じて得た額を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。(自動決済(ロスカットルール B))。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。

- ・ 追加証拠金制度は採用していません。

(4) 証拠金の分離保管先

信託業務を営む金融機関への金銭信託

「証拠金口」と名称を付した又はそれと特定することができる国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金

(5) 証拠金の管理方法

お客様毎の証拠金を毎日計算し、分離保管対象額と分離保管額の照合を行い、不足のないよう管理します。

(6) 証拠金の保全

弊社は、上記(4) 信託保全対象額を金銭信託口座に維持する等の措置 「証拠金口」と区分した国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金する等の措置を講じていますが、上記証拠金預け先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の一部又は全てが返還されない等、お客様が損失を被る可能性があります。

(7) 信託保全

弊社はお客様から預託を受けた証拠金を保全することを目的として、三井住友銀行と信託契約を締結し、信託保全対象額を信託口座にて分離保管しています。

(8) 証拠金の預託

証拠金の預託は、弊社名義の金融機関口座への入金を確認し、お取引口座への反映処理が完了した時点をもってお客様のお取引口座の現金残高とします。なお、入金にかかる振込手数料はお客様負担となります。

(9) 証拠金の返還

証拠金の返還は、弊社が日本の銀行営業日の午後 1:00 までにお客様からのお電話又は書面による出金要請を受理した場合には、当該受理をした日から日本の 4 銀行営業日以内(原則翌銀行営業日)にお客様が指定するお客様名義の金融機関口座宛に振込むことにより行います。午後 1:00 を過ぎた場合は、さらにその 1 銀行営業日後となります。なお、出金にかかる送金手数料等は、日本円の国内送金は月に 1 回まで弊社負担、日本円の海外送金に関する送金手数料等については、お客様負担となります。

【信託保全の対象】

信託保全の対象は、日本時間の特定の日(米国におけるサマータイムの期間中は日本時間午前 6:00、以下同様)からその翌日(以下「計算日」といいます。)の午前 7:00 までの取引について、計算日の午前 7:00 を基準時点とした有効証拠金の金額(信託保全必要額)となります。

弊社では、毎日上記の計算により信託保全必要額を確定し、この確定金額以上の金額を計算日の翌日から 2 営業日以内に信託口座内に移動します。

信託保全必要額は、弊社が万が一経営破綻した場合にも、法令上債権者が強制執行・仮差押・仮処分等ができないことになっています。従って弊社に支払停止、破綻等の事由が生じた場合にも、信託保全必要額は、三井住友銀行から受益者代理人を通じて、清算時のお客様毎の有効証拠金を基準としてお客様に確実に返還されます。又、受託信託銀行が破綻した場合にも、受託信託銀行の固有の財産とは区分されるため、信託保全必要額は保全されます。

弊社に支払停止等が発生した場合、お客様の信託保全必要額は以下の手順でお客様に返還されます。

弊社に支払停止等が発生

三井住友銀行から受益者代理人へ、その時点で信託保全されている信託保全必要額を返還

受益者代理人による有効資金の算出 お客様の本人確認等を行います。

本人確認を行った後、受益者代理人からお客様へ、お客様毎の信託保全必要額を返還します。

[注意事項]

本信託保全はお客様からお預かりした円資産を保全対象としています。

本信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格の急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生する可能性があります。

本信託は日々リアルタイムに行われるものではありません。従ってお客様が弊社に預託した時点から信託保全が行われるまでのタイムラグによる与信リスクが生じます。従ってお客様が弊社に預託された時点の有効証拠金とお客様に返還さ

れる信託保全必要額は一致しない場合があります。

弊社に万が一の事態が発生した場合、その時点の有効証拠金を上限として受益者代理人からお客様に円資産が返還されます。その際、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが必要となります。従ってお客様の個人情報を受益者代理人及び信託保全先の三井住友銀行に提供することがあります。

信託保全先の三井住友銀行は、お客様の信託財産の返還を保証するものではありません。又、受益者代理人の運営及び管理の責任を一切負うものではありません。

2. 取引の方法

- (1) 本取引は、お客様が行う商品 CFD 取引の金額の一部を事前に証拠金として預け入れ、その証拠金を担保として行う店頭商品デリバティブ取引であり、当該取引日を決済日とするもので、

反対売買による差金決済を行う

限月商品 CFD 取引にあっては、上記 による決済が最終取引日までに行われなかった場合には、取引最終時間をもって、弊社が定める清算価格により強制的に反対売買により決済されます。

- (2) 次の事項については、お客様からの指示・同意に基づき行います。

- 取扱商品の種類
- 売り又は買いの区別
- 新規又は決済(反対売買)の区別
- 売買注文の数量
- 成行、指値・逆指値又はその他注文種類の区別 (***1**)
- 指値・逆指値又はその他注文の場合には指定値段及び売買注文の有効期限の指示 (***2**)
- その他、特に弊社が定める事項

(*1) 取引注文の種類

- ・ 成行注文(Market Order)

売買価格を指示せず、取扱商品、売買の別、新規又は決済(反対売買)の区別、数量のみを指定して注文を発注し、その時の商品 CFD 価格で即時に注文を成立させる注文方法。

- ・ 指値注文(Limit Order)

注文時点よりも、有利な取引価格を指定して取引を成立させる注文方法。

- * 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上離れている必要があります。但し、「スポット金」については、現在の商品 CFD 価格より 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。

- ・ 逆指値注文(Stop Order)

注文時点よりも、不利な取引価格を指定して取引を成立させる注文方法。

- * 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上離れている必要があります。但し、「スポット金」については、現在の商品 CFD 価格より 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。

- ・ OCO 注文(One Cancel the Other)

価格がどちらかの方向に振れる際に、(予め利益や損失を確定することを目的として)同時に 2 つの注文を出し、一方の注文が約定したら自動的にもう一方の注文が取消される注文方法。

- * 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上、かつ、二つの注文の間が 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。但し、「スポット金」については、現在の商品 CFD 価格より 20 ポイント(20ticks)以上、また 2 つの注文の間が 40 ポイント(40ticks)以上離れている必要があります。

- ・ IF - DONE 注文、IF - DONE OCO 注文

新規注文が約定した場合にその未決済建玉に対する決済注文を同時に出す注文方法。決済注文は、新規注文の約定後、自動的に発注され、利益を確定させる注文若しくは損失を限定させる逆指値注文のどちらか一方又は両方を出します。新規注文が指値に達しない場合、注文は成立しません。又、新規注文が成立しても、決済注文が指値に達しない場合、決済注文は成立しません。

- * 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上、かつ、二つの注文の間が 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。但し、「スポット金」については、現在の商品 CFD 価格より 20 ポイント(20ticks)以上、また 2 つの注文の間が 40 ポイント(40ticks)以上離れている必要があります。

(* 2) 注文の有効期限

- ・ 当日有効 (Daily)
- ・ 週末まで有効 (GTF)
- ・ キャンセルするまで有効 (GTC)

取扱商品によっては、注文が有効期間内であっても、取引休止時間の間は、注文は執行されません。

[当日有効]

	月曜日から木曜日	金曜日
通常	翌日の午前 7 時まで有効	土曜日の午前 6 時まで有効
サマータイム	翌日の午前 6 時まで有効	土曜日の午前 5 時まで有効

[週末まで有効]

通常	土曜日の午前 6 時まで有効
サマータイム	土曜日の午前 5 時まで有効

- (3) 本取引において、弊社はビッド価格(お客様の売りレート)とアスク価格(お客様の買いレート)を同時に提示しています。又、ビッド価格とアスク価格の間には、スプレッド(価格差)があり、アスク価格は常にビッド価格よりも高く設定されています。但し、スプレッドは相場状況又は相場の変動や流動性の影響により拡大することがあります。
- (4) お客様が弊社との契約後に行う、本取引の注文方法、決済方法は次の通りであり、また、お客様の口座は、次の通り管理されます。

注文方法

- ・ お取引は、電話注文によります。(* なお、確認等のために通話はすべて録音されますことをご了承ください。)
- ・ 1 回に注文できる数量は、100 ロットを上限とします。

決済方法

1. 差金決済

反対売買(転売又は買戻し)を行うことにより決済することができます。

- * 未決済建玉を反対売買により決済する方法には、未決済建玉を指定して決済する方法と、指定せずに決済する方法があります。指定しない場合は、約定日時の新しい未決済建玉から順に決済されます。

2. 最終取引日における強制決済

限月商品 CFD 取引にあっては、最終取引日まで反対売買を行わず建玉価格と最終決済価格との差によって損益を清算することができます。

建玉の上限

- ・ お客様が保有できる未決済建玉については、法律等の施行・改正等があった場合、あるいは建玉制限が必要であると弊社が判断した場合、新規注文の停止や反対売買により未決済建玉を強制的に決済するなどの制限をさせていただきます。

(5) その他お客様の判断に影響を与える重要な事項

営業日・取引時間

- ・ 本取引の営業日は、原則として土曜日、日曜日、元旦、各取扱商品である商品先物市場及びスポット商品市場の休業日及びカバー取引先金融機関の休業日を除く平日となります。但し、システムメンテナンスやカバー取引の点から、以下の通り取扱商品毎に取引休止時間があります。又、特別に休業日を設ける場合や取引時間を変更する場合には、別途ご連絡させていただきます。

[通常]

取扱商品	取引時間	取引休止時間
スポット金	月曜日 08:00 ~ 土曜日 06:00	火曜日から金曜日 07:00 ~ 07:02
スポット銀	月曜日 08:00 ~ 土曜日 06:00	火曜日から金曜日 07:00 ~ 07:02
原油	月曜日 09:00 ~ 土曜日 04:30	月曜日から金曜日 22:55 ~ 23:05、火曜日から金曜日 04:30 ~ 08:00
小麦	月曜日 09:02 ~ 土曜日 04:14	月曜日から土曜日 21:00 ~ 00:30、火曜日から金曜日 04:14 ~ 09:02
大豆	月曜日 09:02 ~ 土曜日 04:14	月曜日から土曜日 21:00 ~ 00:30、火曜日から金曜日 04:14 ~ 09:02
コーン	月曜日 09:02 ~ 土曜日 04:14	月曜日から土曜日 21:00 ~ 00:30、火曜日から金曜日 04:14 ~ 09:02
銅	月曜日 10:00 ~ 土曜日 03:00	月曜日から金曜日 22:10 ~ 22:20、火曜日から金曜日 07:00 ~ 08:00

[サマータイム]

取扱商品	取引時間	取引休止時間
スポット金	月曜日 08:00 ~ 土曜日 05:00	火曜日から金曜日 06:00 ~ 06:02
スポット銀	月曜日 08:00 ~ 土曜日 05:00	火曜日から金曜日 06:00 ~ 06:02
原油	月曜日 08:00 ~ 土曜日 03:30	月曜日から金曜日 21:55 ~ 22:05、火曜日から金曜日 03:30 ~ 07:00
小麦	月曜日 08:02 ~ 土曜日 03:14	月曜日から金曜日 20:00 ~ 23:30、火曜日から金曜日 03:14 ~ 08:02
大豆	月曜日 08:02 ~ 土曜日 03:14	月曜日から金曜日 20:00 ~ 23:30、火曜日から金曜日 03:14 ~ 08:02
コーン	月曜日 08:02 ~ 土曜日 03:14	月曜日から金曜日 20:00 ~ 23:30、火曜日から金曜日 03:14 ~ 08:02
銅	月曜日 10:00 ~ 土曜日 02:00	月曜日から金曜日 21:10 ~ 21:20、火曜日から金曜日 06:00 ~ 07:00

価格の決定方法

- 店頭商品 CFD 取引に適用されるレートは、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格等を基準として弊社カバー先金融機関等が提示します。弊社が提示するレートは、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格相場状況等により変動しますので、その変動状況によっては、お客様の期待するレートを提示できない場合があります。

ロスカットルール

- ロスカットの内容については、「1. 証拠金」の(3)をご参照願います。
- ロスカットが設けられている場合であっても、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格の急激な変動等により証拠金の額を上回る損失が発生する恐れがあります。

金利(日歩)の発生

- スポット商品 CFD 取引では、当日の未決済建玉を翌営業日に持ち越す(ロール・オーバー)毎に金利(日歩)の受払いが生じます。経済情勢の変化や金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、弊社は金利(日歩)を日々見直し、変更することができます。

(6) 主要な用語については、「店頭商品 CFD 取引に関する主要用語」をご参照願います。

3. 益金に係る税金

個人が行った店頭商品 CFD 取引で発生した益金(反対売買による差益、最終取引日における強制決済による差益をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭商品 CFD 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

弊社は、顧客の店頭商品 CFD 取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

店頭商品 CFD 取引の手続きについて

お客様が弊社と本取引を行う際のお手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 本取引の開始

- ・ 本説明書及び CFD 取引約款の交付を受ける

はじめに、弊社から本説明書及び CFD 取引約款が交付されますので、本取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお取引を行う旨の確認書をご提出ください。

- ・ 本取引口座の設定

本取引の開始に当たっては、あらかじめ弊社に本取引口座の設定に関する「口座開設申込書」、「反社会的勢力でないことの確約に関する同意書」を差し入れ、本取引口座を設定していただきます。その際本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となりますので、弊社の定める口座開設審査基準を満たさない場合には、本取引口座を開設することができないことがあります。

(2) 注文の指示事項

本取引の注文をするときは、弊社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

取扱商品の種類

売付取引又は買付取引の別

新規又は決済の別

注文数量

成り行き、指値・逆指値又はその他注文種類の区別(指値・逆指値又はその他注文の場合には指定値段及び売買注文の有効期限の指示)

その他、特に弊社が定める事項

(3) 証拠金の差入れ

本取引の注文をするときには、弊社に所定の証拠金を差入れていただきます。弊社は、証拠金を受入れたときは、お客様に受領書を交付します。

(4) 本取引の決済

差金決済

反対売買(転売又は買戻し)を行うことにより決済することができます。

- * 反対売買により決済する方法には、未決済建玉を指定して決済する方法と、指定せずに決済する方法があります。指定しない場合は、約定日時の新しい未決済建玉から順に決済されます。

最終取引日における強制決済

限月商品 CFD 取引にあっては、最終取引日まで反対売買を行わず、建玉価格と最終決済価格との差額によって損益を清算する方法。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした本取引が成立したときは、弊社は成立したお取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(6) 手数料

手数料は、新規注文及び決済注文ともに 1 ロットあたり 6,000 円(消費税込)です。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

弊社は、お取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客さまからの請求がない場合は少なくとも四半期ごとに当該報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済建玉の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(8) 決済期限

限月商品 CFD 取引にあっては、各取引所に上場されている各取扱商品である商品先物の最終取引日等を勘案して弊社が設定した最終取引日があります。

(9) 取引口座の解約

本取引口座の解約をされる場合は、メールアドレス info@isec.jp 又は、弊社フリーダイヤル(0120-849-188)まで、本取引口座解約の旨をご連絡ください。担当部署よりお客様の登録住所宛に所定の「口座解約届」を郵送いたします。必要事項を記入し、届出印をご捺印後、弊社宛にご返送ください。記入内容を確認後、取引口座解約の手続きを致します。

(10) その他

弊社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに弊社の担当部署若しくは取扱責任者に直接ご照会ください。

本取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ねください。

【弊社の概要について】

弊社の概要は次の通りです。

商号	あい証券株式会社
加入協会	日本証券業協会 社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	第一種・第二種金融商品取引業における指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	商品先物取引業における指定紛争解決機関 日本商品先物取引協会・相談センター
設立	平成 17 年 6 月 15 日
代表取締役	黎 瑞芬(ライ・スイファン・クラリス) 加藤 丈典
本店所在地	〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階
資本金	6 億円 (平成 23 年 9 月 1 日現在)
事業内容	店頭外国為替証拠金取引業務 店頭証券 CFD 取引業務 店頭商品 CFD 取引業務 第二種金融商品取引業務
登録番号 許可番号	第一種・第二種金融商品取引業 / (関東財務局長(金商)第 236 号) 商品先物取引業(店頭商品デリバティブ取引) (経済産業省平成 22・12・22 商第 6 号、農林水産省指令 22 総合第 1352 号)
お客様相談窓口	コンプライアンス部 / TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 (受付時間 平日午前 9:00 ~ 午後 6:00) E-mail:info@isec.jp

本取引に関するお問合せは、上記の連絡先で承ります。

平成 22 年 7 月 1 日 施行
平成 23 年 1 月 1 日 改訂
平成 23 年 4 月 1 日 改訂
平成 23 年 6 月 27 日 改訂
平成 23 年 9 月 1 日 改訂
平成 24 年 1 月 1 日 改訂

店頭商品 CFD 取引行為に関する禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、お客様を相手方とした本取引、又はお客様のために本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭商品 CFD 取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭商品 CFD 取引の勧誘をする行為
2. 店頭商品 CFD 取引契約(お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭商品 CFD 取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
3. 店頭商品 CFD 取引の申し込みを行わない旨の意思(その申し込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したお客様に対し、店頭商品 CFD 取引の勧誘を行う行為
4. お客様に対し、迷惑を覚えさせるような仕方でも店頭商品 CFD 取引の勧誘を行う行為
5. 店頭商品 CFD 取引契約の勧誘に先立って、お客様に対し、自己の商号又は名称及び店頭商品 CFD 取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘する行為
6. 店頭商品 CFD 取引契約の締結の勧誘を要請していないお客様に対し、訪問し、又は電話をかけて、店頭商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為、但し、既に商品先物取引業者と継続的取引関係にある顧客(店頭外国為替証拠金取引、店頭 CFD 取引契約等を締結している者)は禁止行為から除外されます。
7. お客様の指示を遵守することその他店頭商品 CFD 取引契約に基づくお客様等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、不当に遅延させる行為
8. 店頭商品 CFD 取引について、お客様若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供することを約し、又はお客様若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)
9. 店頭商品 CFD 取引について、特定委託者又は特定委託者とみなされる者及び特定当業者又は特定当業者とみなされる者に対し、取引単位を告げないで勧誘する行為
10. 店頭商品 CFD 取引について、決済を結了する旨の意思を表示したお客様に対し、引き続き当該取引を行うことを勧める行為
11. 店頭商品 CFD 取引の勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 店頭商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないでお客様を集めて店頭商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為
13. 店頭商品 CFD 取引に関し、受渡状況その他のお客様に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続する行為
14. 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないとして認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続する行為
15. 個人のお客様を相手方として店頭商品 CFD 取引を行う場合において、お客様がその計算において行った店頭商品 CFD 取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる損失の額が、お客様との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭証券 CFD 取引の決済(以下「ロスカット取引」という。)を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続する行為
16. 個人のお客様を相手方として店頭商品 CFD 取引を行う場合において、店頭商品 CFD 取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続する行為
17. 個人のお客様を相手方として店頭商品 CFD 取引を行う場合において、商品先物取引業者がお客様から預託を受けた取引証拠金等の額に当該店頭商品 CFD 取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該店頭商品 CFD 取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(以下「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちにお客様にその不足額を預託させることなく、店頭商品 CFD 取引を行う行為
18. 個人のお客様を相手方として店頭商品 CFD 取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における店頭商品 CFD 取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかにお客様にその不足額を預託させることなく、店頭商品 CFD 取引を行う行為
19. 個人のお客様を相手方とし、又は個人のお客様のために店頭商品 CFD 取引を業として行う場合において、お客様に対し、お客様が行う店頭商品 CFD 取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をする行為
20. 個人のお客様を相手方とし、又は個人のお客様のために店頭商品 CFD 取引を業として行う場合において、売付けの価格(価格に相当する事項を含む。)及び買付けの価格(価格に相当する事項を含む。)の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示する行為
21. 個人のお客様を相手方とし、又は個人のお客様のために店頭商品 CFD 取引を業として行う場合において、商品先物取引業者がお客様の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求したお客様に提示する行為

店頭商品 CFD 取引に関する主要用語

- ・ **アスク価格 (アスクかく)**
商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。
- ・ **売建玉 (うりたてぎょく)**
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・ **買建玉 (かいたてぎょく)**
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・ **買戻し (かいもどし)**
売建玉を決済する(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。
- ・ **カバー取引 (カバーとりひき)**
商品先物取引業者が顧客を相手方として行う店頭商品 CFD 取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭商品 CFD 取引と取扱商品、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の商品先物取引業者その他の者を相手方として行う商品先物取引又は店頭商品 CFD 取引をいいます。
- ・ **商品先物取引業者 (しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ)**
店頭商品 CFD 取引を含む商品先物取引を取り扱う業務について、商品先物取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・ **差金決済 (さきんけっさい)**
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・ **指値注文 (さしねちゅうもん)**
価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成り行き注文といいます。
- ・ **証拠金 (しょうきん)**
先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金はお客様による入出金のほか、売買損益の発生、諸手数料の発生等により変動します。
- ・ **使用可能証拠金 (しょうかのうしょうきん)**
新規注文のための必要証拠金に利用することが可能な証拠金のことをいいます。
【計算式】使用可能証拠金 = 有効証拠金 - 必要証拠金合計額
本取引では、上記の計算式の通り、値洗い損益額を新規の売買注文を発注するための証拠金として利用することが可能です。
- ・ **信託保全対象 (しんたくほぜんたいしょう)**
信託保全の対象は、毎日の計算日の日本時間午前 7:00(米国サマータイムの期間は日本時間午前 6:00)時点での有効証拠金の金額(信託保全対象額)となります。
- ・ **デリバティブ取引 (デリバティブとりひき)**
その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みません。

- ・ **店頭商品 CFD 取引（てんとうしょうひんしーえふでいーとりひき）**
商品先物等を売買する商品先物取引の取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- ・ **店頭商品 CFD 取引「コンサルティングコース」（てんとうしょうひんしーえふでいーとりひき コンサルティングコース）**
お客様と弊社が弊社の定める「CFD 取引約款」の規定に従い、電話により取引を行う店頭商品 CFD 取引の名称のことをいいます。
- ・ **店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）**
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・ **転売（てんばい）**
買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・ **値洗い（ねあらい）**
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。
- ・ **ビッド価格（ビッドかかく）**
商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。
- ・ **レバレッジ効果（レバレッジこうか）**
本取引では、預託すべき証拠金に比べてより大きい金額の店頭商品 CFD 取引を行うこととなります。そのため証拠金の金額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があることをいいます。
- ・ **ロスカット（ロスカット）**
顧客の損失が所定の水準に達した場合、商品先物取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。
- ・ **ロスカッターール（ロスカッターール）**
弊社はお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が必要証拠金合計額に対して 50%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の 50%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済します。各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格相場の急激な変動等により、結果として必要証拠金合計額の 50%がお取引口座に残らないことがあります。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。
- ・ **有効証拠金（ゆうこうしょうきん）**
お取引口座の実質的な残高のことをいいます。
【計算式】有効証拠金 = 現金残高 + 値洗い損益 - 出金予定額

あい証券株式会社(i SECURITIES Co., Ltd.)
〒106-6007 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー7階
TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 E-mail:info@isec.jp